

ID: 69

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項
例 規 番 号	昭和47年条例第26号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第11条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場合で、公益上特に必要であると認める場合は、使用料を減免することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金(附属設備等及び駐車場の利用に係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上特に必要であると認める場合は、使用料」とあるのは「市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは、利用料金」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 次のいずれかに該当する場合は、条例第11条の規定により使用料の全部又は一部を減免する。 (1) 全額免除する場合 ア 芦屋市又は教育委員会が青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする事業として使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体(以下「社会教育関係団体」という。)が青少年を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする全市規模以上の事業として使用するとき。 ウ 市長が公益上特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の7割の額を免除する場合 社会教育関係団体が青少年を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする事業として使用するとき。(前号イの場合を除く。) (3) 使用料の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。(第1号アの場合を除く。) イ 社会教育関係団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。 ウ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。 エ 市内に所在する国又は他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 オ その他市長が公益上特に必要と認めたとき。 2 前項第2号及び第3号の規定による使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 使用料の減免を受けようとする者は、申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、使	

用者は職員の求めに応じ、社会教育関係団体及び指定団体の承認書を提示しなければならない。

4 第1項各号に該当する使用者が目的外に使用する場合は、加算額を免除する。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日